(廃止後の措置)

- 第三十条の二十四 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 放射性同位元素による汚染を除去すること。
 - 二 放射性同位元素によつて汚染された物を譲渡し、又は廃棄すること。

(事故の場合の措置)

第三十条の二十五 病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ただちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止につとめなければならない。

第五節 限度

(濃度限度等)

- 第三十条の二十六 第三十条の十一第一項第二号イ及び第三号イに規定する濃度限度は、 排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中の放射性同位元素の三月間について の平均濃度が次に掲げる濃度とする。
 - 一 放射性同位元素の種類(別表第三に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度
 - 二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中にそれぞれ二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度
 - 三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第三の第三欄又は第 四欄に掲げる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度(それ ぞれ当該排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中に含まれていないことが 明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの
 - 四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第三 に掲げられていない場合にあつては、別表第四の第一欄に掲げる放射性同位元素の 区分に応じて排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度 については第四欄に掲げる濃度
- 2 第三十条の十一第一項第三号ロ及び第三十条の十八第一項第四号に規定する空気中 の放射性同位元素の濃度限度は、一週間についての平均濃度が次に掲げる濃度とする。
 - 一 放射性同位元素の種類(別表第三に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、第二欄に掲げる濃度
 - 二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空気中に二種類以上の放射性同位元素